

第17回社会保障審議会
少子化対策特別部会

参考資料②

平成20年11月11日

「生活対策」における出産・子育て支援の拡充について

生活対策(抜粋)

平成20年10月30日

新たな生活対策に関する政府・与党会議、経済対策関係閣僚会議合同会議決定

3. 生活安心確保対策

- ◇ 国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

<具体的施策>(抄)

○ 出産・子育て支援の拡充

- ・「安心こども基金(仮称)」創設による子育て支援サービスの緊急整備
 - － 都道府県に安心子ども基金(仮称)を創設し、子育て支援サービスを緊急整備
- ・「子育て応援特別手当(仮称)」の支給
 - － 幼児教育期の子育てを支援するため、平成20年度の緊急措置として、子育て応援特別手当(仮称)を支給
- ・安心・安全な出産の確保
 - － 妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進
- ・中小企業の子育て支援促進等
 - － 中小企業における育児休業・短時間勤務制度の利用やベビーシッター費用等補助の促進のための助成拡充

安心こども基金（仮称）の創設

約1,000億円

〔平成22年度までの緊急措置として各都道府県に基金を創設〕

全ての地域において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所等整備を推進すること等を目的として都道府県に基金を創設するものである。

（内容）

- 1 保育所の緊急整備
 - 市町村における保育所の緊急整備
 - 賃貸物件による新たな保育所整備

- 2 新たな保育ニーズへの対応
 - 認定こども園の拡充
 - 多様な保育ニーズへの効果的・効率的な対応
 - 放課後児童クラブの設置等の促進

- 3 保育の質の向上のための研修の実施

子育て応援特別手当(仮称)について

生活対策本文における記載

第2章 具体的施策

<第1の重点分野>生活者の暮らしの安心

3. 生活安心確保対策

- ◇ 国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

<具体的施策>(抄)

○出産・子育て支援の拡充

・「子育て応援特別手当(仮称)」の支給

- ー 幼児教育期の子育てを支援するため、平成20年度の緊急措置として、子育て応援特別手当(仮称)を支給

生活対策決定後の総理記者会見配付資料における記載

1 生活者対策

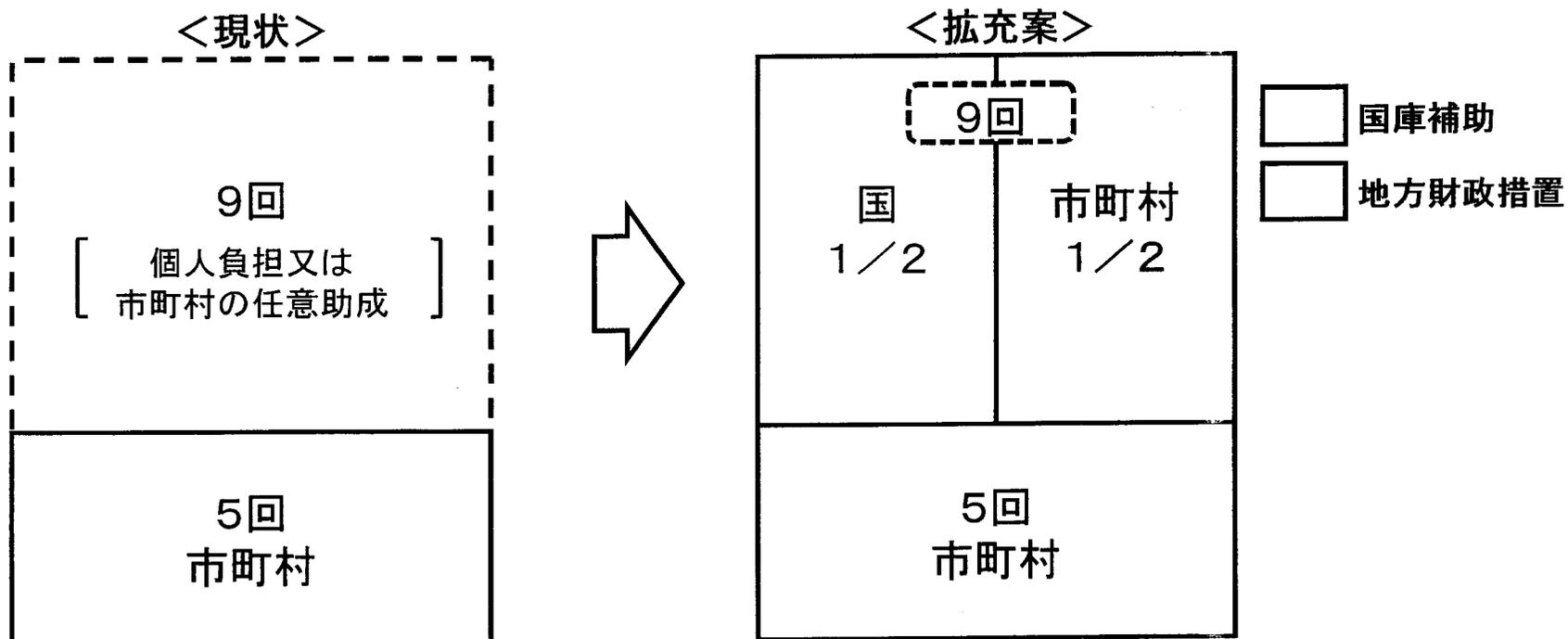
② 介護・子育て(抄)

- ・第二子から、年間3.6万円の「子育て応援特別手当」

妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



中小企業子育て支援助成金の拡充

労働者数100人以下の中小企業事業主について、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、これらの制度利用者の1人目及び2人目について支給対象としている助成金の支給範囲を5人目までに拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額する。

参考・現行制度

支給要件

中小企業事業主(従業員100人以下)において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の①又は②のいずれかの措置を講じた場合に支給

- ① 育児休業の付与
子の出生後6か月以上休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。
- ② 短時間勤務制度の利用(3歳未満)
3歳未満の子を持つ労働者が6か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

支給額

①又は②のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給する。

- | | | |
|-----|-------|--------------------------------|
| 1人目 | 育児休業 | 100万円(定額) |
| | 短時間勤務 | 60万円、80万円又は100万円
(利用期間に応じて) |
| 2人目 | 育児休業 | 60万円(定額) |
| | 短時間勤務 | 20万円、40万円又は60万円
(利用期間に応じて) |

ベビーシッター費用等を補助する中小企業に対する助成の拡充

(両立支援レベルアップ助成金の拡充)

労働者が利用した育児・介護サービス費用を事業主が負担した場合の助成金について、中小企業に対する育児サービス費用の助成率・助成限度額を引き上げる。

参考・現行制度

支給要件

労働者が利用した育児・介護サービス(※)の費用について、その全部又は一部を事業主が負担した場合に支給。

※ 育児サービスの例

- ・ ベビーシッター、家政婦等による育児サービス
- ・ 託児施設における育児サービス
- ・ 一時保育、病児・病後児保育等の育児サービス等

支給額

事業主が負担した額に、次の補助率を乗じた額。

- 大企業
3分の1
(限度額 30万人／1人、360万円／事業主)
- 中小企業
2分の1 (限度額 同上)